

第2回熊本地域医療構想検討専門部会 次 第

日 時： 平成27年11月2日(月)
19:00～21:00

場 所： 熊本県庁行政棟新館2階
201会議室

1 開 会

2 熊本県健康福祉部健康局長挨拶

3 議 事

(1) 第1回各地域医療構想検討専門部会での御意見について

【資料1】

(2) 地域医療の実情把握のための聞き取り調査について

【資料2】

(3) 構想区域の設定について

【資料3】

4 意見交換

5 その他

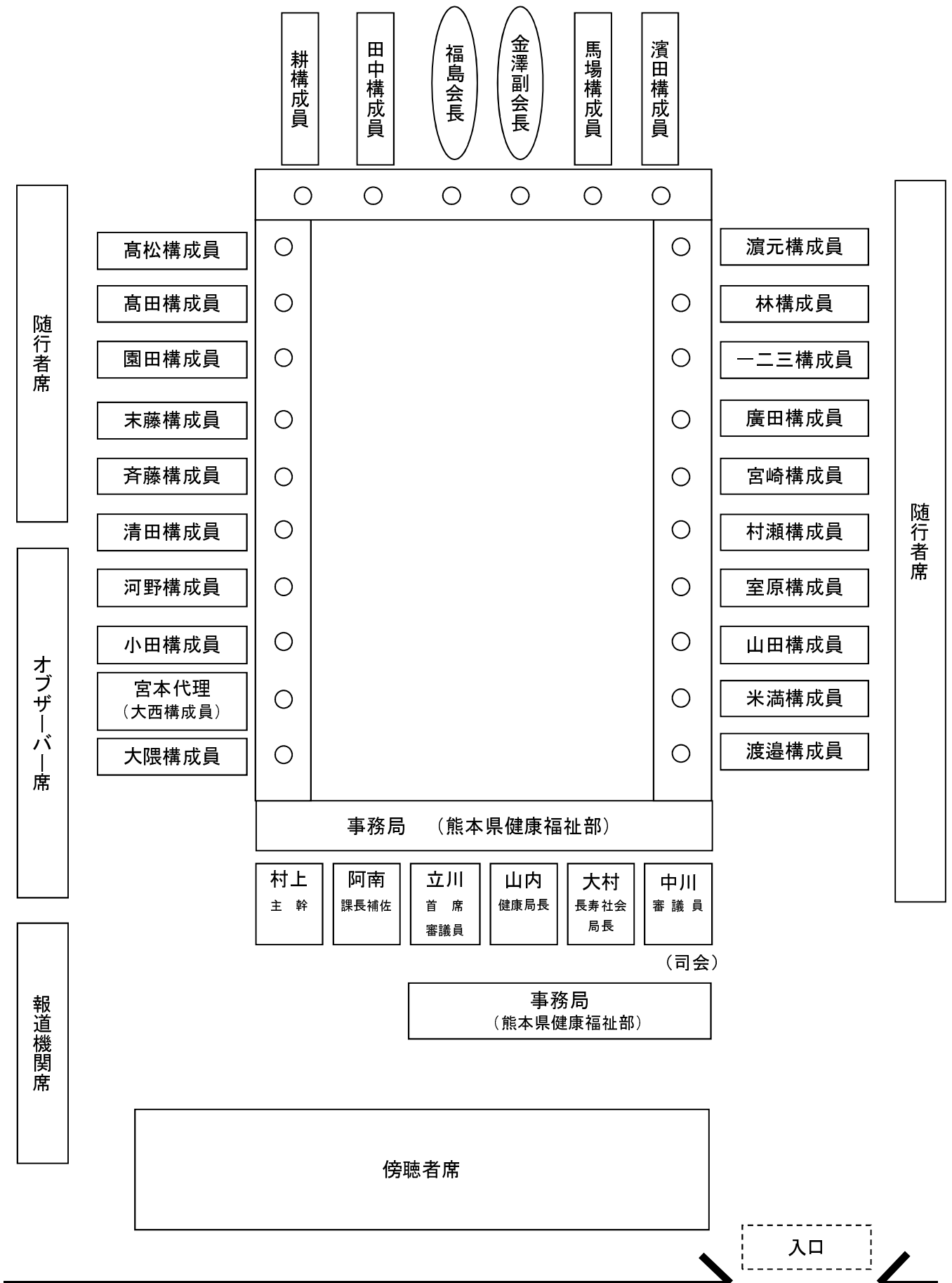
6 閉 会

第2回熊本地域医療構想検討専門部会・出席者名簿

(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	出席	備考
1	跡部 尚子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (くわのみ荘 施設長)	欠席	
2	大隈 隆之	診療所代表<城南地区代表> (大隈整形外科医院 院長)	○	
3	大西 一史	熊本市 市長	○	(代理出席) 宮本 邦彦 健康福祉子ども局長
4	小田 浩一	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (明生病院 院長)	○	
5	金澤 知徳	病院代表 (青磁野リハビリテーション病院 理事長)	○	副会長
6	河野 文夫	独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター 院長	○	
7	清田 武俊	在宅医療を担う医療機関代表 (春日クリニック 理事長)	○	
8	斉藤 和則	熊本県保険者協議会代表 (全国健康保険協会熊本支部 支部長)	○	
9	末藤 榮一	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (湧心苑 理事長)	○	
10	副島 秀久	済生会熊本病院 院長	欠席	
11	園田 寛	診療所代表<熊本地区代表> (そのだ脳神経外科医院 院長)	○	
12	高田 明	熊本市病院事業管理者 (熊本市民病院 院長)	○	
13	高松 尚史	一般社団法人 熊本市歯科医師会 専務理事	○	
14	たがやす 耕 理千子	公益社団法人 熊本県看護協会熊本支部 熊本西地区理事	○	
15	田中 英一	一般社団法人 熊本市医師会 理事(地域医療構想担当)	○	
16	馬場 秀夫	熊本大学医学部附属病院 副病院長	○	
17	濱田 泰之	熊本中央病院 院長	○	
18	濱元 純一	こころの医療センター 院長	○	
19	林 茂	一般社団法人 下益城郡医師会 副会長	○	
20	一二三 倫郎	熊本赤十字病院 院長	○	
21	廣田 昌彦	熊本地域医療センター 院長	○	
22	福島 敬祐	一般社団法人 熊本市医師会 会長	○	会長
23	宮崎 隆一	一般社団法人 鹿本医師会 副会長	○	
24	村瀬 元治	公益社団法人 熊本県薬剤師会熊本支部 支部長	○	
25	室原 良治	慢性期機能を担う医療機関代表 (菊南病院 院長)	○	
26	山田 一隆	急性期機能を担う医療機関代表 (高野病院 理事長・院長)	○	
27	米満 弘一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (熊本機能病院 理事長)	○	
28	渡邊 賀子	慢性期機能を担う医療機関代表 (帯山中央病院 理事長・院長)	○	

第2回熊本地域医療構想検討専門部会 配席図



熊本地域医療構想検討専門部会設置要領

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定のため、熊本県保健医療推進協議会設置要項第9条の規定に基づき、熊本地域保健医療推進協議会に熊本地域医療構想検討専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 部会は、熊本地域に係る地域医療構想の策定に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。）に関する事項
- (2) 将来の医療需要（推計入院患者数）に関する事項
- (3) 将来の医療供給（医療提供体制）に関する事項
- (4) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策に関する事項
- (5) その他の熊本地域に係る地域医療構想の策定等に関し必要な事項

(組織)

第3条 部会は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、承諾の日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 部会に会長及び副会長を1人置く。

2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。

3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 会長は、部会における意見をまとめて、熊本地域保健医療推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が構成員に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。